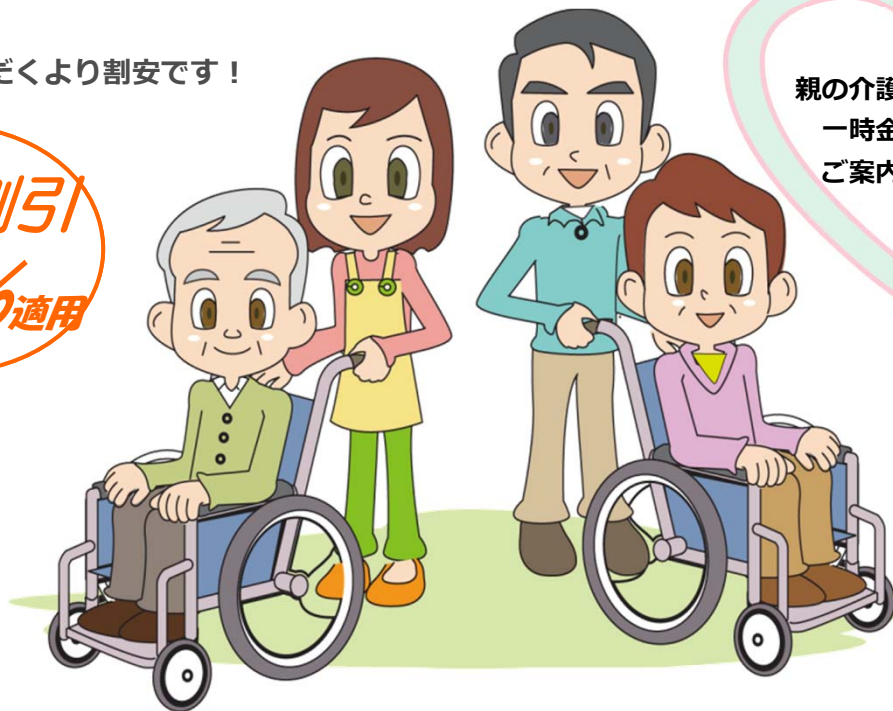


# 親介護プランのご案内

(正式名称：傷害補償(MS&AD型)特約・親介護一時金支払特約セット団体総合生活補償保険)

個人でご加入いただくより割安です！

団体割引  
10%適用



親の介護への不安に備え  
一時金補償プランを  
ご案内いたします。

申込締切日：平成30年4月27日(金)必着

保険期間(ご契約期間)：平成30年6月11日 午後4時から1年間

保険期間の中途でものご加入も受付しています。

## ご加入要領

### 加入対象者

日本信号グループ役員・従業員・退職者

### 被保険者

(補償の対象となる方)

基本補償(傷害補償)：日本信号グループの役員・従業員・退職者ご本人、  
またはご本人の配偶者

親介護：基本補償の被保険者ご本人または配偶者の親(お選びいただいた方)

### お申込方法

「加入申込票」に必要事項をご記入・ご署名(漢字フルネーム)のうえ、  
日信興産(株)までご返送ください。

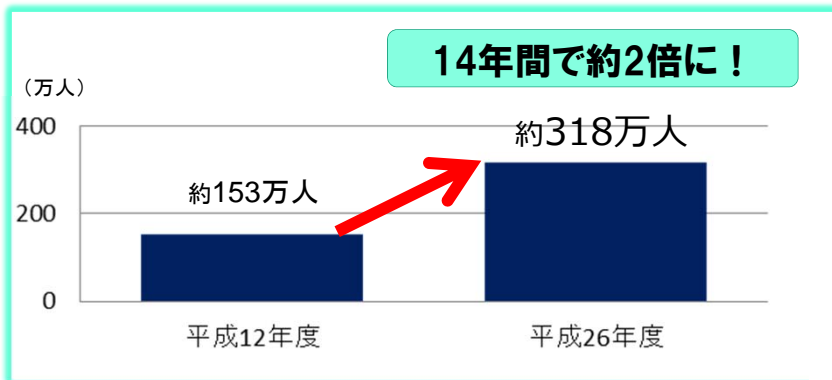
### 保険料 払込方法

▼役員・従業員  
▼退職者

平成30年8月分給与より控除開始とさせていただきます。  
団体側で別途平成30年4月27日(金)までに集金させていただきます。  
(一時払)

## 親の介護について考えたことはありますか？ — 介護の現状 —

平成12年度の約153万人と比較して14年間で約2倍に増加しています。  
要介護2※以上の認定者数



<出典:厚生労働省「平成26年度 介護保険事業状況報告(全国計)」より>

**親の介護は他人ごとではありません。  
誰にでも起こりうる問題です！**

※要介護2とは、自力で立ち上がりや歩行が困難等で、1日に1回は何らかの介護サービスが必要な状態です。

## 介護にいくらかかるのか考えたことはありますか？

実家の父親が突然倒れて介護が必要となってしまった場合、介護の初期費用にいくらかかるんだろうか・・・。

**介護初期段階にかかる費用は  
平均80万円です**

<出典:生命保険文化センター 平成27年度「生命保険に関する全国実態調査」より>

(注) 公的介護保険の高額介護サービス費制度が適用されるケースについては、自己負担の上限額が適用されることがあります。



介護の初期段階にまとまった資金が必要となります。

【初期段階で必要となる費用例】

- ・住宅改修費※
- ・福祉用具の購入費※
- ・介護者の交通費、宿泊費(遠方の場合)など

※公的介護保険制度により自己負担額は1割または2割

※上記以外に個別の事情によりその他の費用が必要となります。

## 介護費の準備は、されていますか？

・要支援・要介護認定者数は平成26年度末現在で606万人にも達し、介護が決して他人ごとではない時代となりました。基本補償(傷害補償)の被保険者ご本人またはその配偶者の親のうち、加入申込票にこの特約の被保険者として指定された方(以下、「特約被保険者」といいます)が要介護状態※となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて90日を超えて継続した場合に、一時金をお支払いします。

※ 公的介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けた状態(公的介護保険制度の給付対象外となる場合は特約に定める基準による状態)をいいます。

### 日本信号の「親介護プラン」なら！

- 1 団体割引10%を適用しているため、**個人でご加入されるよりも割安な保険料**となっています。
- 2 ご加入にあたっては**医師の診査は不要**です！
- 3 親の介護が必要となった場合にまとまった資金を準備できます！  
(親介護一時金)

## 親介護プランのご案内



被保険者ご本人の  
親または  
その配偶者の親

### 親介護一時金補償

<親介護一時金>  
被保険者ご本人またはその配偶者の親が要介護状態※となり、その状態が90日を超えて継続した場合に、親介護一時金をお支払いします。

※寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態をいいます。ただし、公的介護保険制度の要介護認定を受けた場合は、要介護状態区分「2」以上の状態をいいます。



被保険者ご本人

### 傷害死亡・ 後遺障害保険金

事故によるケガのために死亡したときや所定の後遺障害状態になったとき  
**傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%**  
をお支払いします。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください

## ■【特約被保険者】の年齢条件について

	新規契約（中途加入を含む）	継続契約
保険始期日時点の年齢	84才まで	89才まで

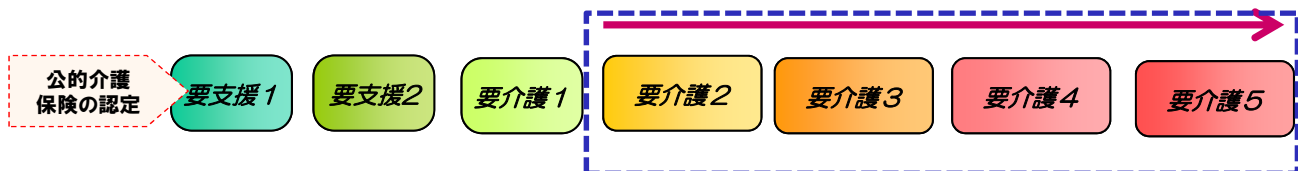
<被保険者ご本人>

- 本人(役員・従業員・退職者)
- 本人の配偶者

<特約被保険者（親介護一時金の被保険者）>

- 被保険者ご本人またはその配偶者の親（同居・別居は問いません）、最大4名まで特約被保険者とすることができます。

親介護一時金をお支払い



介護一時金・・・特約被保険者が約款所定の要介護状態または公的介護保険の「要介護2」以上の要介護認定を受け、その状態が要介護状態開始日からその日を含めて90日を超えて継続した場合に親介護一時金額の全額をお支払いします。

※ 要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット

## ■健康状態告知について

「基本補償の被保険者ご本人」が「特約被保険者（親）」を代理して告知を行います。「基本補償の被保険者ご本人」が「特約被保険者（親）」に健康状態を確認し、その内容を告知しますので別居の場合でも簡便な手続きが可能です。

## 保険金額と保険料

<保険期間1年/団体割引10%(被保険者(本人)数100名以上500名未満)/フランチャイズ期間90日  
要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)>

セット名	P 1	P 2	P 3	P 4	P 5
親介護一時金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
傷害死亡・ 後遺障害保険金額	100万円				

特約被保険者年令 (平成30年6月11日現在)	①親介護一時金補償1名あたりの月払保険料				
セット名	P 1	P 2	P 3	P 4	P 5
40～44才	10円	20円	30円	30円	40円
45～49才	20円	40円	60円	80円	100円
50～54才	40円	80円	130円	170円	210円
55～59才	100円	200円	300円	400円	500円
60～64才	220円	450円	670円	900円	1,120円
65～69才	530円	1,060円	1,590円	2,120円	2,650円
70～74才	1,200円	2,400円	3,590円	4,790円	5,990円
75～79才	2,660円	5,320円	7,980円	10,640円	13,300円
80～84才	6,730円	13,450円	20,180円	26,910円	33,630円
②傷害死亡・後遺障害補償部分の月払保険料					
110円					

毎月払い込みいただく保険料は親介護一時金補償の対象となる方の年令により異なります。  
保険料は下記のとおり算出します。

月払保険料 =

①親介護一時金補償1名あたり保険料

(親が複数名加入される場合は、それぞれの年令別保険料の合計  
となります。※同一保険金額でのご加入となります。)



②被保険者ご本人部分の保険料

▼退職者の方の、保険料は一時払(別途ご案内)となります。

(注1) 親介護一時金支払特約の被保険者(特約被保険者)は、基本補償の被保険者ご本人またはその配偶者の親から選択することができます。

(注2) 特約被保険者の新規加入については、40才以上84才以下の方となります(89才まで継続できます)。

(注3) 親が複数名加入される場合は、保険金額は同額(同一保険プラン)となります。保険料はご両親、それぞれの年令によって異なります。

(注4) 継続時には、特約被保険者の年令により、保険料が変更となる場合があります。

(注5) 85才以上の方の保険料については、取扱代理店または取扱保険会社にお問合わせください。

■要介護度別の身体状態のめやす

身体の状態(例)	
要支援	<p><b>要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態</b></p> <p>1 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。</p>
	<p><b>生活の一部について部分的に介護を必要とする状態</b></p> <p>2 食事や排泄はほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下が見られることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。</p>
要介護	<p><b>軽度の介護を必要とする状態</b></p> <p>2 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。忘れ物や直前の行動の理解の低下がみられることがある。</p>
	<p><b>中等度の介護を必要とする状態</b></p> <p>3 食事や排泄には一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。</p>
	<p><b>重度の介護を必要とする状態</b></p> <p>4 食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。</p>
	<p><b>最重度の介護を必要とする状態</b></p> <p>5 食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。</p>

(出典) 生命保険文化センター HPより

<http://www.jili.or.jp/lifeplan/lifesecurity/nursing/11.html>



## ご加入にあたってのご注意事項

- ・このチラシは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店であるまたは引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- ・ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のないかぎり、ご継続時の被保険者ご本人の年齢が満64才または親介護一時金の特約被保険者の年齢が満89才まで保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の特約被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。  
(※)傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。  
(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、引受保険会社からご継続をお断りすることがあります。
- ・ご加入の際は、加入申込票の各項目(性別、年齢、他の保険契約等の有無など)について正しくご記入ください。
- ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ・健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年齢、他保険加入状況、保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引き受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・親介護一時金をお支払いした場合は、ご継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。
- ・本プランは日本信号株式会社を保険契約者とし、日本信号グループの役員・従業員・退職者を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- ・団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(日本信号株式会社)に交付されます。

## サービスのご案内

親介護プランに加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

### 【生活安心サポート】

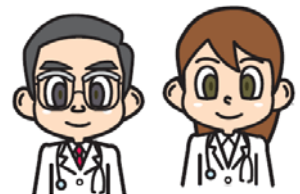
- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

### 【医療カウンセリングサービス】

- セカンドオピニオンのご相談
- 面談専門医のご紹介
- “がん”粒子線治療のご相談

### 【健康安心サポート】

- 健康検診サービス(人間ドック施設のご紹介/PET検診施設のご紹介/在宅検診のご紹介)
- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- 介護安心サービス(介護安心相談/介護に関する業者・施設情報のご提供)/認知症TESTER(テスター)
- メンタルご相談(メンタルヘルスのご相談)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)



※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。

ただし、親介護一時金支払特約をセットされた場合、介護安心サービスについては被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

## ご加入についてのお問合わせ

【取扱代理店】

### 日信興産株式会社

■ 本社・支社・支店・営業所・下記以外の関連会社・左記の退職者の皆様

与野本店(担当:北澤・山宮・小林・森尻) 〒338-0002 さいたま市中央区下落合1003番地

Tel 048-834-1301 Fax 048-835-1256 E-mail:kousan-y@signal.co.jp

■ 久喜事業所・上尾工場・久喜区域関連会社・日信工業・栃木日信・左記の退職者の皆様

久喜支店(担当:松木・平) 〒346-8524 久喜市江面字大谷1836-1 日本信号(株)久喜事業所内

Tel 0480-28-3039 Fax 0480-28-3830 E-mail:kousan-k@signal.co.jp

■ 宇都宮事業所・宇都宮区域関連会社・山形日信電子・左記の退職者の皆様

宇都宮支店(担当:林・蟻坂・能村) 〒321-0905宇都宮市平出工業団地11-2 日本信号(株)宇都宮事業所内

Tel 028-660-3234 Fax 028-660-3158 E-mail:kousan-u@signal.co.jp

【引受保険会社】

### あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京企業営業第二部営業第一課 担当:村山・磯部

〒103-8250東京都中央区日本橋3-5-19 Tel 03-6748-7841 Fax 03-6748-7845